

仙北市主食用米作付農家支援事業交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が及ぼす影響により、米の消費が大幅に減少し、令和3年産米の概算金が大幅に下落したことによる主食用米販売収入減少の影響を緩和し、農業経営の安定を図ることを目的とし、助成対象者に対し仙北市補助金等の適正化に関する規則及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成対象者及び助成単価）

第2条 助成の対象者及び助成単価は、次のとおりとする。

(1) 助成の対象者は、30a以上主食用水稻を作付けしている農業者とする。

ただし、方針非参加農業者については、仙北市地域農業再生協議会から示された生産の目安を超過していない者に限る。

(2) 助成単価は、1俵(60kg)当たり200円とし、主食用水稻作付面積から10a(飯米相当分)を控除した面積に、令和3年産仙北市基準単収(557kg)を乗じた数量を1俵(60kg)で除した数量に200円を助成する。

ただし、1俵に満たない数量については切り捨てとする。

（事前協議）

第3条 認定方針作成者は、助成対象者数及び助成対象予定数量を把握し、事前に市長と協議するものとする。

（助成金の申請及び交付請求）

第4条 助成金は、助成対象者が国に提出した経営所得安定対策等交付金交付申請書に基づき、認定方針作成者が方針参加農業者の作付面積から助成対象数量を算出し、令和4年1月31日までに、認定方針作成者が市長に交付請求するものとする。

ただし、方針非参加農業者については個別に農業者が申請するものとする。

（助成金の交付）

第5条 市長は、前条による助成金の交付申請があったときは、速やかに認定方針作成者又は申請農業者に対し助成金を交付しなければならない。

（実績報告）

第6条 認定方針作成者は、令和4年3月15日までに事業実績を市長に報告しなければならない。

2 認定方針作成者は、助成金の収支状況を記載した関係諸帳簿等を整理し、事業の完了した翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1この要綱は、公布の日から施行する。

2この要綱は、令和 4 年 3 月31日限り、その効力を失う。